

亀山市告示第47号

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱（平成21年亀山市告示第101号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。